



ふるさと

～平成 17 年度第二回地権者懇談会資料（ふるさと 15 号 拡大版）～



今回は「跡地利用基本方針(案)」の内容についてご紹介します。

基本方針策定の意義と目的

基本方針では、普天間飛行場の『跡地利用に関する基本方向』、『分野別の方針』及び『今後の取り組み方針』を示しています。

基本方針は、具体的な跡地利用計画策定の基礎となるものであり、跡地利用計画策定に向けた地権者、市民及び県民並びに市、県及び国の参加と協働による今後の取り組みの拠り所とすることにより、跡地利用の促進及び円滑化に資することを目的としています。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
電話 098-893-4411(内線 309) Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

基本方針策定に向けたこれまでの取り組み経過

普天間飛行場跡地利用基本方針は、平成 15 年度から策定作業に着手し、以下のような数多くの議論・意見交換の取り組みを通じて案のとりまとめを行いました。

- 普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会（3 回）
- 普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会（7 回）
- 沖縄県・宜野湾市・関係コンサルタントによるワーキング会議（26 回）
- 普天間飛行場の跡地利用に関する県民フォーラム（2 回）
- 普天間飛行場の跡地利用に関する地域フォーラム（那覇市・沖縄市・名護市の 3 会場で実施）
- 普天間飛行場の跡地利用に関する県民意向調査（2 回）
- 基本方針（素案）に係る国、県、市の内部調整
- 地権者懇談会（7 日間にかけて実施）
- 普天間飛行場の跡地を考える若手の会（基本方針を題材にした議論を継続的に実施）
- 普天間飛行場跡地利用対策部会



普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会



普天間飛行場の跡地利用に関する県民フォーラム



地権者懇談会



普天間飛行場の跡地を考える若手の会



普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会



普天間飛行場の跡地利用に関する地域フォーラム

跡地利用の基本方向

(跡地利用に関する計画づくりの柱となる基本的な考え方を示したものです。)

(1) 跡地利用の目標

沖縄県や中南部都市圏の振興

高次都市機能の導入や都市基盤施設の整備を総合的かつ計画的に進め、新たな振興の拠点を形成し、沖縄県や中南部都市圏の振興に寄与する。

宜野湾市の将来都市像の実現

基地により歪められてきた都市構造を再構築するとともに、既成市街地と連携した新たな都市拠点を形成し、宜野湾市が目指す将来都市像を実現する。

地権者意向の実現

地権者の意向を重視した跡地利用の実現に努め、地権者の土地活用を促進する。

(2) 跡地利用の基本姿勢

関係者の参加と協働

地権者、市民及び県民の意向の反映や市、県及び国の密接な連携などに努め、関係者の参加と協働による取り組みを促進する。

環境に対する配慮

自然資源や文化資源の保全に配慮するとともに、地盤条件との整合による安全の確保に努める。環境との共生やゼロエミッションに取り組み、循環型社会のモデル地域を形成する。

周辺整備との連携

跡地の周辺においては、跡地と一体的な都市基盤整備や、跡地利用とあわせた既成市街地の環境改善に取り組む必要があり、周辺整備との連携による跡地利用に努める。

社会経済動向の反映

今後の社会経済動向を見守り、国内外の情勢の変化や国際化、情報化等の新たな時代潮流へ柔軟に対応するための持続的な取り組みにより目標の実現に努める。

段階的な跡地利用を計画的に誘導し、まちづくりの中間的な段階においても着実に目標が実現されるように努める。

(3) 跡地利用の促進に向けた戦略的な取り組み

広域的な計画との連携による土地利用可能性の拡大

地権者との協働により広域的な計画を導入し、大規模公園の整備によるイメージアップ、幹線道路網の整備による交通条件の向上、都市拠点形成による集客力の拡大等により、土地利用の可能性を拡大する。

優れた環境づくりによる跡地の魅力の向上

優れた環境づくりに取り組むことにより、生産や生活の場としての跡地の魅力を高め、振興の拠点にふさわしい産業や高次都市機能を導入する環境を整え、土地活用を促進する。

持続的、段階的な取り組みによる需要動向への対応

持続的な体制づくりや段階的な計画づくりに取り組み、時間をかけて発生する土地需要の動向とその間の社会経済状況の変化に柔軟かつ的確に対応することにより、土地活用を促進する。

跡地利用に関する分野別の方針

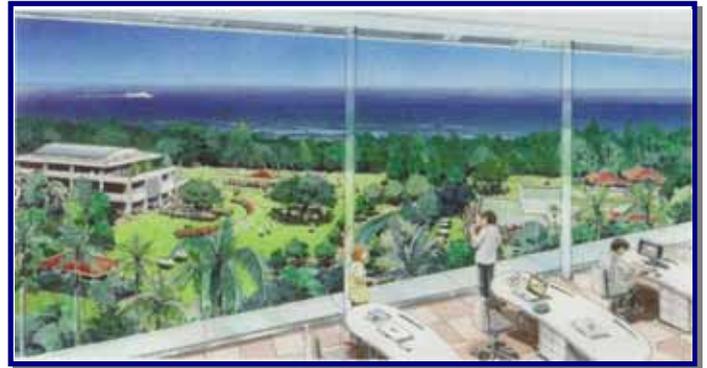
(跡地利用の基本方向を実現するために必要な分野別の方針を示したものです。)

(1) 土地利用及び機能導入について

振興の拠点としての産業や高次都市機能の導入

県内の既存の産業集積、学術研究機関等との連携や国際交流、人材育成をも視野に入れた新たな産業や高次都市機能を導入し、振興の拠点を形成する。

振興の拠点においては、優れた環境の中で人、物、情報が活発に交流する創造的な空間づくりをテーマとした複合拠点形成を目標とする。



豊かな緑やオーシャンビューが産業創造やリゾートの場をつくる(振興の拠点)

これからの時代にふさわしい住宅地づくり

歴史と風土に根ざしたゆとりある住宅地づくりに取り組む。

新しい住宅地の暮らしを支えるために、周辺市街地の既存施設の有効活用にも配慮しつつ、公共・公益施設等を計画的に整備する。

暮らしの質を高め、優れた住環境を持続していくために、地域コミュニティの形成やコミュニティのネットワークづくりを推進する。



伝統的な集落の魅力をとり入れた沖縄らしい住宅地づくり

宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入

市民生活の拠り所や交流の場となる新しい都市拠点形成を目標とし、行政機能や市民サービス機能及び広域的な商業機能等の導入によるまちづくりに取り組む。



市民の交流の場として賑わう広場(新しい都市拠点)

(2) 都市基盤整備について

幹線道路の整備

広域的な交通体系の確立を目標として計画されている(仮)中部縦貫道路と(仮)宜野湾横断道路及びそれらとあわせた幹線道路網の再編に取り組む。



緑の中をリゾート感覚で通り抜ける広域的な幹線道路

跡地利用に関する分野別の方針

(仮) 普天間公園の整備

広域における防災性や公園の整備水準を高めるとともに、優れた環境づくりの中核として跡地の魅力を高め、振興の拠点としての産業、高次都市機能の導入を促進する効果などにも期待して、大規模な(仮)普天間公園を整備する。



跡地のイメージを高め、県民の「あしびなー」となる(仮)普天間公園

公共交通体系の整備

多くの県民や観光客などを集め、振興の拠点にふさわしい交流活動や(仮)普天間公園の利用を促進するために、広域的な公共交通体系の整備に取り組む。
跡地内の移動性を高め、多様な機能が複合するまちづくりの良さを活かすために、跡地内を対象とした先進的な公共交通システムの整備に取り組む。

供給処理施設等の整備

湧水の量・質への影響やゼロエミッションの形成に向けて、環境に配慮した供給処理施設等を整備する。

情報通信基盤の整備

新しい勤務形態や生活利便を実現するために、高水準の情報通信基盤の整備を促進する。

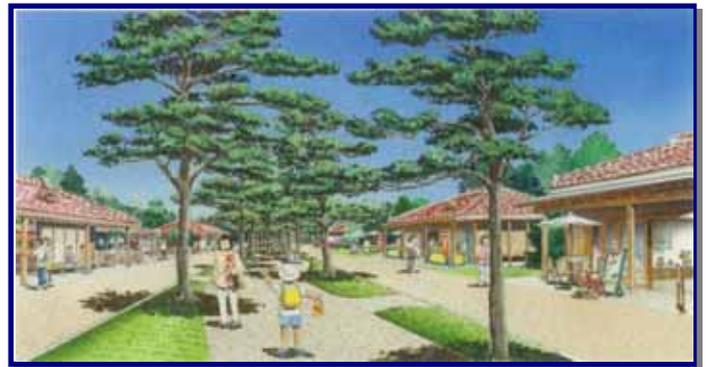
(3) 環境づくりについて

自然環境や文化財の保全

自然環境や文化財の保全の必要性について評価を行い、計画づくりに反映させる。

魅力的な環境づくり

特有の自然資源や文化資源を活用した沖縄らしい街並みや景観の形成に向けて、个性的かつ先進的な環境づくりに取り組む。
持続可能な開発を目指した「環境共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に取り組むとともに、これらを活かした国際協力の促進や新しい産業の振興等に努める。



普天間の歴史を後世に伝え、まちの個性を演出する松並木の復元

(4) 周辺市街地整備との連携について

跡地利用と連携した周辺市街地の整備

跡地利用と連携して取り組むべき周辺市街地整備について検討を進め、跡地利用計画づくりに反映させる。

周辺市街地における幹線道路網整備

跡地利用を進めるために、周辺市街地における早期の幹線道路網整備に取り組む。

周辺市街地の都市機能の活用

跡地における住宅立地を促進するため、周辺市街地内の生活関連サービス機能を活用した跡地と周辺市街地にまたがる新たな生活圏形成に取り組む。

今後の取り組みに関する方針

(跡地利用に関する計画づくりのために、今後必要とされる取り組みの方向性を示したものです。)

(1) 具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立

宜野湾市及び沖縄県は国と連携し、普天間飛行場の返還見通しに関する状況変化に的確に対応しつつ、跡地利用計画の策定に向けた取り組み体制やスケジュールなどの方針を早期に確立する。

(2) 計画の具体化に向けた取り組み

目標の実現に向けた計画づくり

事業の推進における国の積極的関与を前提として、宜野湾市及び沖縄県は、国と連携して実施手法の検討を行うなど、目標の実現に向けた計画づくりを進める。

土地利用や機能導入に関する計画づくり

国、沖縄県、宜野湾市の連携による持続的な取り組み体制を整え、産業や高次都市機能の立地需要に関する情報収集、国内外への情報発信、中核となる産業や高次都市機能の受け皿整備、優れた環境づくり、広域的な連携に必要なネットワークの形成、人材の育成等に関する検討を進め、跡地利用計画に盛り込むべき具体的な整備内容を明らかにするとともに、振興プロジェクトとしての計画づくりを促進する。

住宅地づくりについては、地権者との協働により、中南部都市圏からの新たな需要の誘致や県外からの来住の促進につながる、優れた環境を有する計画づくりに取り組む。

宜野湾市の新しい都市拠点形成については、宜野湾市を中心として機能導入のあり方や受け皿となる土地の確保等について検討を進め、市民や地権者の参加と協働による計画づくりを促進する。

広域的な都市基盤整備に関する計画づくり

跡地における幹線道路は、計画関係機関の協働による検討体制を整え、計画づくりに取り組む。また、周辺市街地における幹線道路整備は、早期の整備に向けた計画づくりに取り組む。

(仮)普天間公園については、国、沖縄県、宜野湾市が連携し、地権者の意向、優れた環境づくりなどに配慮して計画づくりに取り組む。

公共交通体系の整備については、沖縄県と宜野湾市を中心に、交通関係機関と連携し、広域的な公共交通体系としては基幹バスシステム、新たな高速バスシステム、モノレールの延伸、南北軸を形成する軌道系交通システムなど、跡地内を対象とした公共交通体系としては先進的な交通システムについて検討し、跡地利用計画の具体化とあわせて計画の具体化に取り組む。

自然環境や文化財に関する計画づくり

沖縄県と宜野湾市を中心として、関係機関との連携の強化により返還前の環境調査や文化財に関する調査を促進する。

未調査部分を留保しながら段階的に計画づくりを進めるための仕組みづくりなどに取り組む。

今後の取り組みに関する方針

(3) 県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取り組み

県民等との情報の共有化と意向の把握による計画づくり

基本方針の策定にあたって把握された県民の意向を計画づくりにも活かすとともに、引き続き情報の共有化や意見交換を通じて県民の意向把握に努め、計画づくりに反映させる。

跡地を沖縄県の振興の拠点とするために、県民や県内企業との情報の共有化に努める。

宜野湾市の将来都市像の実現に向けて、新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等に関する地権者や市民との合意形成を促進し、計画づくりに反映させる。

周辺市街地における幹線道路網整備は、早期に沿道地域の住民や地権者との合意形成を促進する。

地権者との合意形成と協働による計画づくり

地権者の土地活用意向を反映するための計画づくりや広域的な観点に基づく計画の導入については、地権者との合意形成と協働が不可欠であり、地権者との情報の共有化や意見交換に努め、計画づくりに反映させる。

跡地利用の可能性や魅力を高め、土地活用を促進するためには、土地の共同利用や共同開発等による十分な規模の受け皿の供給や美しい街並みの形成が効果的であることから、地権者との協働による計画づくりを促進する。

今後の予定と地権者の皆さんへのお願い

今後は、今回ご紹介した跡地利用基本方針(案)に対する地権者・市民・県民の皆さんの意見をお聞きし、「跡地関係市町村連絡・調整会議」や「跡地対策協議会」との調整を図りながら、**平成18年3月を目標に宜野湾市・沖縄県が「跡地利用基本方針」として策定**します。

基本方針策定後の跡地利用計画をつくる段階においても、これまでと同様、地権者の皆さんとの協働により取り組んでいきたいと考えていますが、**基本方針策定にあたって皆さんの意見を反映できるのは今回が最後の機会**です。そのため、多くの方に地権者懇談会へ足を運んでいただき、ご意見をいただくとともに、跡地利用基本方針(案)へのご理解を深めていただきますようお願いいたします。

また、「跡地利用基本方針策定にかかる指針」の段階で実施したアンケートでは、その内容について「概ね理解できた」との回答が約75%を占め高い割合となっています。しかし、回収率は19.5%と非常に低く、皆さんの関心度が低い状況です。**市では、多くの地権者の方に跡地利用への関心を持っていただき、今後も継続的に情報提供、意見交換をし、それぞれの段階で意見を反映していきたいと考えています。そのためにも今回のハガキアンケートには、ぜひ皆さんにご記入いただき、ポストへ投函して下さるようお願いいたします。**